

## 別紙) 軽度者への福祉用具貸与種目における一定条件と判断方法

対象者	対象種目	厚生労働大臣が定める者のイ【状態像】		イに該当する 基本調査の結果
要支援 1・2 要介護 1	車いす及び 車いす付属品	に次 該の 当い すず るれ 者か	○日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7(歩行) 「3. できない」
			○日常生活範囲における移動の支援 が特に必要と認められる者	※基本調査に該当項目なし
	特殊寝台及び 特殊寝台付属品	に次 該の 当い すず るれ 者か	○日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4(起き上がり) 「3. できない」
			○日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3(寝返り) 「3. できない」
	床ずれ防止用具 及び体位変換器	○日常的に寝返りが困難な者		基本調査1-3(寝返り) 「3. できない」
認知症老人 徘徊感知機器	次 の い ず れ に も 該 当 す る 者	○意思の伝達、介護者への反応、記 憶・理解のいずれかに支障がある者		基本調査3-1(意思の伝達) 「1. ...できる」以外 又は基本調査3-2(意思の 伝達)～3-7(場所の理解) のいずれか 「2. できない」 又は基本調査3-8(徘徊) ～4-15(話がまとまらない) のいずれか 「1. ない」以外  その他、主治医意見書にお いて、認知症の症状がある 旨が記載されている場合も 含む
		○移動において全介助を必要としない者		基本調査2-2(移動) 「4. 全介助」以外
要支援 1・2 要介護 1～3	移動用リフト (吊り具部分を除く)	に次 該の 当い すず るれ 者か	○日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8(立ち上がり) 「3. できない」
			○移乗が一部介助又は全介助を必要 とする者	基本調査2-1(移乗) 「3. 一部介助」 又は「4. 全介助」
			○生活環境において段差の解消が必要 と認められる者	※基本調査に該当項目なし
要支援 1・2 要介護 1～3	自動排泄処理装 置	も次 該の 当い すず るれ 者か	○排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6(排便) 「4. 全介助」
			○移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1(移乗) 「4. 全介助」

